

令和5年9月〇日
観 光 庁

大阪・夢洲地区のIR区域整備計画に関連する事案について

8月29日に大阪府より、大阪IR株式会社等が作成した動画・パース図等について、利用許諾が得られていないアート作品及び権利処理が未了である又はその可能性を排斥できない画像等が一部存在するとの報告がありました。

この件に関し、利用許諾が得られていないアート作品のデザイン、権利処理が未了である又はその可能性を排斥できない画像等が大阪・夢洲地区のIR区域整備計画の関連書類に含まれている状況であることから、外部有識者からなる特定複合観光施設区域整備計画審査委員会において議論がなされ、別紙のとおり見解がとりまとめられました。これを踏まえ、観光庁では、大阪府、大阪市及び大阪IR株式会社に対して、その策定した再発防止策の実施の状況の早期の報告を求めるなど、指導を行いました。

【お問い合わせ先】
観光庁参事官室
担当：府中、福田
TEL 03-5253-8953

(案)

別紙

利用許諾が得られていないアート作品等の存在が判明したことに関する
特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の見解

- IR 事業者において利用許諾が得られていないアート作品のデザイン、権利処理が未了である又はその可能性を排斥できない画像等を含む区域整備計画の関連書類の作成・認定申請を行った点について区域整備計画の関連書類として、IR 事業者から提出されている誓約書に反している状況であるが、
- ・MGM リゾーツ・インターナショナルにおいて著作権の権利処理が適切になされなかった点を発端としていること
 - ・IR 事業者の現体制が代表取締役 2 名のみであったこと
- を踏まえると、一定程度その事情を汲む余地があるといえる。
- また、大阪府、大阪市、日本MGMリゾーツ、オリックスとともに、4/14 の報道等の後の速やかな謝罪、問題の図等の利用停止措置、再発防止に取り組む旨を公表 (4/17) していることを踏まえると、コンプライアンスに関する事後的な対応体制を有しているといえるほか、第三者が作成したアーティストの作品のデザインを使用する際のプロセスの強化、社員教育といった再発防止策に取り組もうとしている点も見受けられる。
- 以上を踏まえると、本件のみをもって、IR 事業者としてコンプライアンス確保の体制・取組が、再審査を行うほど不十分であると判断するまでには至らないものと考える。
- なお、区域整備計画の関連書類である施設の外観等を示す図等の中に、利用許諾が得られていないアート作品のデザイン、権利処理が未了である又はその可能性を排斥できない画像等が含まれている状況である。
- 本件を踏まえ、一部の関連書類の内容に変更が生じることとなるが、この変更によりIR施設全体の外観、個別のIR施設の外観等が大きく変わるものではなく、審査結果への影響はないものとする。

(案)

- 区域整備計画の関連書類や大阪IRのPR動画等の中で、利用許諾が得られていないアート作品のデザインが含まれていたことは、著作者に対する礼を失した行為であり、また、権利処理が未了である又はその可能性を排斥できない画像等の存在が判明したことも含め、非常に残念である。
- 加えて、大阪IRは魅力増進施設等におけるアーティストとのコラボレーション等を通じ日本の文化を積極的に発信していくことを計画しているにもかかわらず、本件の内、一部は日本を代表するコンテンポラリーアーティストとして世界で高い評価を受ける2名の作品のデザインだった点を踏まえると、関係者の認識の甘さが感じられ、芸術・アーティストの世界で本件が対外的に生みうるマイナスイメージを思うと一層残念であると言わざるを得ない。
- また、本件の一部の事案が認定直後に発覚し、マスコミに報道されている点などを踏まえると、社会的に認知された事案であり、今後の事業者の対応如何によっては、より大きな問題に発展しかねないものであると考えられ、IR事業者およびその関係者（大阪府、大阪市、MGMリゾート・インターナショナル、日本MGMリゾート、オリックス）は、このことを重く受け止めるべきである。
- 以上を踏まえ、IR事業者およびその関係者は、二度とこのようなことが起きないように再発防止を徹底するとともに、信頼・イメージ回復に全力を尽くすことを求める。なお、著作者本人との関係では、関係者は誠意をもって対応していくことを期待する。
- また、本件の事案の内容および審査委員会の見解を踏まえた上で、国土交通省観光庁においてIR事業者（必要に応じてMGMリゾート・インターナショナル、日本MGMリゾート、オリックスを含む）に対して十分適切な対応を行う必要があると考える。